

## ○COC推進室要項

(平成26年11月21日学長裁定第21号)

改正 平成27年9月14日 平成28年3月18日学長裁定第26号  
平成28年3月31日学長裁定第36号 平成28年9月28日

### 第1 趣旨

この要項は、弘前大学COC推進本部規程（平成26年規程第78号）第10条第2項の規定に基づき、COC推進室（以下「推進室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### 第2 業務

推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地（知）の拠点整備事業（以下「COC事業」という。）の実施に関すること。
- (2) 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（以下「COC+事業」という。）の実施に関すること。
- (3) COC事業及びCOC+事業の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 青森COC+推進機構に関すること。
- (5) その他前各号に附帯する業務

### 第3 組織

推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 理事（企画担当）
- (2) 学長が指名する副理事
- (3) 参事役（COC担当）
- (4) 専任教員
- (5) 室長が指名する教員（以下「兼任担当教員」という。）
- (6) コーディネーター
- (7) 室長が指名する部長
- (8) 総務広報課長，財務企画課長，教務課長，研究推進課長及び社会連携課長
- (9) その他室長が必要と認めた者

### 第4 室長及び副室長

- 1 推進室に、室長を置き、理事（企画担当）をもって充てる。
- 2 室長は、推進室の業務を総括する。
- 3 推進室に、副室長を置き、室長が指名する者をもって充てる。
- 4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 第5 兼任担当教員

兼任担当教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の兼任担当教員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第6 アドバイザリースタッフ

- 1 推進室に、COC事業及びCOC+事業に関する指導及び助言を受けるため、アドバイザリースタッフを置くことができる。
- 2 アドバイザリースタッフに関し必要な事項は、COC推進室長が別に定める。

### 第7 その他

この要項に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要項は、平成26年11月21日から実施する。

附 則(平成27年9月14日)

- 1 この要項は、平成27年10月1日から実施する。
- 2 この要項の実施日の前日において現に兼任教員であって、かつ、当該任期の末日がこの要項の実施日以後である者のうち、実施日に兼任担当教員となる者の任期の末日については、改正後の第4の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成28年3月18日学長裁定第26号)

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則(平成28年3月31日学長裁定第36号)

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則(平成28年9月28日)

この要項は、平成28年10月1日から実施する。